

和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 平成30年11月28日(水) 15:00～
- 場 所 教育委員会室
- 出席者 宮 下 教育長
竹 山 委 員
桑 原 委 員
沼 井 委 員
関 守 委 員
森 田 委 員
山 本 教育総務局長
木 皮 生涯学習局長
小 滝 学校教育局長
出津野 総務課長
津 田 給与福利課長
中 村 生涯学習課長
堂 本 人権教育推進室長
高 橋 スポーツ課長
太 田 スポーツ企画員
栗 生 文化遺産課長
川 巖 県立学校教育課長
大 城 特別支援教育室長
前 田 義務教育課長
泉 児童生徒支援室長
松 本 学校人事課長
橘 健康体育課長
鈴 木 教育センター学びの丘所長
田 中 総務課副課長
繁 張 総務課秘書班長
井 手 総務課副主査
西 川 総務課副主査

1 開 会

○教育長 ただ今から、教育委員会11月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である議案第64号から66号は人事案件であるため、また議案第67号から69号については公開することによって、教育行政の公正、また円滑な運営に著しい支障を及ぼす恐れがあるためこれらを非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案第64号から69号については、非公開とする。ついでに、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

2 前回会議録の承認

平成30年10月24日(水)の定例会会議録について、承認した。

3 報告事項

報第5号

平成31年度和歌山県立高等学校生徒募集定員について

○教育長 「平成31年度和歌山県立高等学校生徒募集定員」について、説明願いたい。

○県立学校教育課長 10月委員協議会で説明させていただいた案のとおりである。生徒数が約200人弱減少し、これは5学級相当の人数である。様々な観点から検討し、具体的には、那賀高校普通科、箕島高校普通科、紀央館高校普通科でそれぞれ1学級減、和歌山北高校普通科(北校舎)で1学級増とする。また6月に桐蔭高校(数理科科学科)2学級の募集停止に伴い、普通科を2学級増とする。全日制3学級増・5学級減。定時制・通信制は昨年同様であることを報告する。

○教育長 これについて、御意見、御質問はないか。

○教育長 報第5号の説明を終わる。

4 付議事項

議案第59号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第60号

教育長が専決することができる教育委員会が定める規程の軽易な改正を定める規程について

○教育長 「教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則」について説明願いたい。

○総務課長 働き方改革推進プランの取組の一環として提案させていただくものである。附属機関の委員の任免並びに委嘱及び解嘱に関する事務、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の軽易な改正に関する事務を教育長が専決できる事務とすることにより、教育委員会の業務の簡素化を図る。具体的には20の附属機関から昨年度は25の議案が出ている。これらのうち、専決するものは、当面の間、事務的な委員会である公募型プロポーザル方式等事業者や指定管理者の選定委員会とし、きのくに教育審議会等については、従来通りとする。また軽易な改正というのは、議案第60号の説明にもなるが、法令等の題名・条名・項名その他これらに類する名称の改正や用語等を機械的に改正するものである。審議をお願いしたい。

○教育長 議案第60号「教育長が専決することができる教育委員会が定める規程の軽易な改正を定める規程」も併せて説明があった。これらについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第59号及び60号については、原案のとおり決定する。

議案第61号

和歌山県立図書館利用規則の一部改正について

○教育長 「和歌山県立図書館利用規則の一部改正」について説明願いたい。

○生涯学習課長 現在、和歌山県立図書館において利用者がインターネットを利用して閲覧できる資料は、国立国会図書館が提供するデジタル化資料送信サービスによるデジタルコレクションである。平成31年1月5日から、新たに独立行政法人国立印刷局が提供する官報情報検索サービスにより閲覧することができる資料を追加するため、規則を改正する。審議をお願いする。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

○教育長 官報とはどのような内容のものか。

○生涯学習課長 国で新たにできた法令等が公表されているものである。

○教育長 具体的にはどこでできるのか。

○生涯学習課長 県立図書館の調査相談カウンター前のインターネットのコーナーにあるパソコン5台が利用できるようになる。利用者が申込みいただき、使用可能となる。1ライセンスの契約であるので、利用者の申込みが重複した場合は順番に閲覧いただくことになる。

○沼井委員 一般のパソコンからは見られないのか。

○生涯学習課長 官報は30日間無料で閲覧できるが、有料データベースであるのでそれ以降は契約を結ばないと見ることはできない。紙ベースでは現在も県立図書館に置いているが、官報情報検索サービスを利用すれば非常に効率よく探し物ができるようになり、サービス向上につながる。

○教育長 よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第61号については、原案のとおり決定する。

議案第62号

和歌山県立図書館資料複写規程の一部改正について

○教育長 「和歌山県立図書館資料複写規程の一部改正」について説明願いたい。

○生涯学習課長 ご承認いただいた議案第61号の利用規則の改正に伴い、新しく閲覧できるようになる官報についても複写できるよう規程を改正する。審議をお願いします。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

○教育長 よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第62号については、原案のとおり決定する。

議案第63号

有田市郷土資料館の登録博物館への登録について

○教育長 「有田市郷土資料館の登録博物館への登録」について説明願いたい。

○文化遺産課長 博物館は博物館法において次の3つのランクに分かれている。博物館法第10条に基づき都道府県教育委員会の登録を受ける「登録博物館施設」、社会教育法における社会教育機関としての博物館がこれにあたり、博物館法第29条に基づく「博物館相当施設」、博物館法に基づかない「博物館類似施設」の3つである。

今回、有田市が設置している有田市郷土資料館について登録申請があり、登録要件の書類審査・現地確認調査を行い、博物館法に基づいている事業を行っており、条件を満たしていると判断し、「登録博物館施設」として登録したい。審議をお願いする。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

○桑原委員 登録された場合はどのような利点があるのか。

○文化遺産課長 地方公共団体において、社会教育を行う機関を持つことは、アピールポイントとなる。もう一つは、国から設備整備の補助金の対象となるという点である。

○竹山委員 登録の待機をしている施設はあるのか。

○文化遺産課長 順番や枠は特になく、申請する意思があるかどうかである。博物館法で「博物館」は教育委員会が所管することになっているが、観光などを兼ねて他の部署が所管するのか、どのような位置づけであるかによると思う。申請があれば、審査し、要件を満たしていれば登録する。

○沼井委員 先日のような台風被害等があった場合は、教育委員会の予算に計上して修繕する対象になるのか。

○文化遺産課長 設備整備の改修は国の補助金の対象になる場合もある。

○教育長 よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第63号については、原案のとおり決定する。

5 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

- 12月14日（金） 文教委員会
- 12月20日（木） 教育委員会12月定例会
- 1月18日（金） 知事感謝状贈呈式・
県教育委員会功労賞・きのくに教育賞表彰式
- 1月24日（木） 公安委員会と教育委員会による少年非行防止等定例会議

<非公開議案>

議案第64号

平成30年度和歌山県教育功労者に対する知事感謝状贈呈候補者の追加について

総務課長から、「平成30年度和歌山県教育功労者に対する知事感謝状贈呈候補者の追加」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第65号

平成31年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）に対する文部科学大臣表彰について

生涯学習課長・県立学校教育課長・義務教育課長から、「平成31年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）に対する文部科学大臣表彰」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第66号

平成30年度「きのくに教育の匠」の称号を与える候補者の決定について

県立学校教育課長・義務教育課長から、「平成30年度「きのくに教育の匠」の称号を与える候補者の決定」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

※議会の議決を経るべき議案について

※議案第67号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

給与福利課長から、「教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

※議案第68号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

給与福利課長から、「市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

※議案第69号

和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館の指定管理者の指定について
スポーツ課長から、「和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館の指定管理者の指定」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

5 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので11月定例会を閉会する。
(16:23閉会)